

医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書

わが国の国民皆保険制度は、国民誰もがいつでも、どこでも良質な医療を受けられるという安心感と平等性を有している。

一方、社会保険診療等は消費税非課税であるため、医療機関等は医薬品などの仕入れに対して支払った消費税を控除することができないが故に、医療機関等の負担となっており、その仕入れにかかった消費税相当額分については診療報酬等に上乗せされる仕組みとなっている。

しかしながら、消費税上乗せ分の補てんが不十分であることなどが原因で、消費税負担が医療機関等の経営を圧迫しており、とりわけ多額の設備投資などを行っている医療機関等の消費税問題が深刻となっている。

また、消費税10%への引上げが平成29年4月に予定されているところであるが、この問題が解決されない中で、消費税率が引き上げられると、医療機関等が負担している控除対象外消費税の増嵩により、医療機関等の経営をさらに圧迫し、その結果、地域医療の崩壊等が危惧されることから、その解決が早急に必要である。

よって、国におかれては、国民と医療機関等に不合理な負担を生じさせている医療等に係る消費税問題の抜本的解決を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月16日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿